

松寿会指定短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書

介護保険事業所番号 05070102947

◆◆ 目 次 ◆◆

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 施設経営法人の概要 | (2) 介護保険給付の対象外サービス |
| 2. 特別養護老人ホーム松涛園の概要 | (3) その他 |
| 3. 職員体制 | (4) 料金の支払方法 |
| 4. 居室等の概要 | 8. 利用中の医療の提供について |
| 5. ご利用施設について | 9. 事業所を退所していただく場合 |
| (1) 施設の目的 | (1) 契約の終了による退所 |
| (2) 運営方針 | (2) ご利用者からの契約解除による退所 |
| (3) 居室の変更について | (3) 事業者からの契約解除による退所 |
| 6. 主な職種の勤務体制 | 10. ご利用にあたっての留意事項 |
| 7. 提供するサービスと利用料金 | 11. 事故発生時の対応 |
| (1) 介護保険の給付の対象となるサービス | 12. 身元引受人等について |
| | 13. 非常災害対策 |
| | 14. 相談窓口・苦情対応 |

社会福祉法人松寿会

松寿会指定短期入所生活介護事業所

短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書

1. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 松寿会
法人所在地	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
電話番号	018-828-7856
代表者氏名	理事長 佐々木 勘右工門
設立年月日	昭和42年2月1日
業務の概要	<p>当法人は、各種介護保険事業所及び特別養護老人ホームをはじめとする各種老人ホームを経営し、総合的な高齢者の福祉の向上を目指しています。また、地域福祉の拠点として中核的な役割を担うため、各種在宅サービスを実施しています。</p> <p>この他に、大学や専門学校などの委託による各種養成研修・介護実習等の受け入れや、幼稚園・保育所、小・中・高校生との交流、地域のボランティアの参加による各種行事の実施など、地域とのつながりや福祉意識の高揚などにも力を入れています。</p>
老人福祉施設	<p>松寿会養護老人ホーム 松寿園 松寿会（盲）養護老人ホーム 松峰園 松寿会特別養護老人ホーム 松涛園 松寿会軽費老人ホーム（A型）だいせん 松寿会在宅介護支援センター</p>
介護保険事業所	<p>訪問介護事業所 3ヶ所（ホームヘルパーの派遣） 通所介護事業所 1ヶ所（デイサービス） 短期入所生活介護事業所 1ヶ所（ショートステイ） 居宅介護支援事業所 1ヶ所（居宅サービス計画の作成等） 介護老人福祉施設 1ヶ所（特別養護老人ホーム） 特定施設入居者生活介護 2ヶ所（養護老人ホーム）</p>
障害者総合支援法に基づく居宅介護事業	居宅介護事業所（訪問介護事業所）

2. 特別養護老人ホーム松涛園の概要

施設名	松寿会特別養護老人ホーム松涛園
所在地	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31
介護保険事業者番号	指定短期入所生活介護 0570102947

3. 職員体制

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定規準を遵守しています。なお、職員は松寿会特別養護老人ホーム松涛園との兼務です。

職 種	人数	資 格 等
施設長・管理者	1名	
医 師	1名	非常勤
生活相談員	2名	介護支援専門員2名、社会福祉士1名
事務職員	4名	
介護支援専門員	5名	生活相談員2名、介護職員3名
介護職員	36名	介護福祉士32名、介護支援専門員3名
看護職員	4名	看護師4名、衛生管理者1名
栄養士	1名	管理栄養士1名
調理員	7名	調理師7名
技術員	1名	危険物取扱責任者1名

* 資格取得状況は、一部重複があります。

4. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	4 室	個室
3 人 部 屋	1 室	多床室
4 人 部 屋	20 室	多床室
合 計	25 室	
浴 室	3 室	リフト式、車いす式、特殊浴槽があります
静 養 室	1 室	
医 務 室	1 室	
食堂兼ホール	1 室	
リビング・談話室	5 室	
機能訓練室	1 室	

* この施設・設備は、特別養護老人ホーム松涛園との共用です。指定短期入所生活介護の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。トイレ及び洗面所は、施設内3ヶ所（居室外）に設置してあります。

5. ご利用施設について

（1）施設の目的

指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護（要介護1・2・3・4・5）を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用できます。

（2）運営方針

- ・人生が豊であり続けるように、ご利用者の意思を尊重します
- ・ご利用者の命と生活に直接関わる仕事であることに誇りを持ち、質の高いサービスを提供します
- ・個人情報保護を基本にしてご利用者の生活を援助します
- ・従事者の人間性の高揚と技術の研鑽をします
- ・保健・医療・福祉の連携を図り、地域福祉の向上をめざします

（3）居室の変更について

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

6. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	平日・土曜日・祝日	日曜日
介護職員	早番：午前7時15分から午後4時00分	1名	
	日勤：午前8時30分から午後5時15分	6～10名	5～7名
	遅番：午前10時30分から午後7時15分	3名	
	夜勤：午後4時から翌日の午前9時00分	5名	
看護職員	早番：午前7時15分から午後4時00分	1名	
	日勤：午前8時30分から午後5時15分	1～4名	1名
	このほか、夜間・緊急時は24時間の連絡体制を確保しています		

* 日勤における介護職員の人数の差は、入浴の形態に合わせた対応の違いによるものです。

7. 提供するサービスと利用料金

指定短期入所生活介護事業所では、ご契約者に対して次のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費および食費を除き利用料の大部分（通常9割）が

介護保険から給付されます。

サービスの種類	内 容 等
居 室	個室、3人部屋、4人部屋があります
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士が、ご利用者の身体状況に適した栄養量の確保と嗜好に配慮した献立を作成し、食事を提供します。また、複数の献立から選択していただくことができる、選択食を実施しております ・家庭的な雰囲気のリビングや居室など、お好きな場所で会話を楽しみながら食事をお召し上がりいただきます。 ・次のように食事時間を設定していますので、お好きな時間にお召し上がりいただけます 食事時間： 朝食 7時20分 から 8時00分 昼食 11時45分 から 12時30分 夕食 17時45分 から 18時30分
入 浴	<p>次の3つの形態から身体状況に応じて週2回程度ご利用いただきます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特浴：寝たきりの状態にある方がご利用できます 2. リフト式入浴：イスに座ったままご利用できます 3. 車イス式入浴：車イスのままご利用できます <p>ただし状態に応じ、清拭等となる場合があります</p>
排 泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います
リハビリ体操	ご利用者が楽しんで生活していただけるよう、身体状況に応じて、リハビリ体操や余暇活動を行います
生活相談	施設での生活相談に限らず、在宅生活に向けてのさまざまなご相談に応じます
健康管理	毎日の検温や血圧測定等を行います 看護職員が健康に関するご相談に応じます
送 迎	身体状況に応じ、リフト付送迎車両で入・退所の送迎を行います。対応は、月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分となります
その他自立への支援	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します 適切な整容（洗顔・口腔ケア・整髪等）を行い、清潔で快適な生活が送れるようを援助します

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護にかかる研修を受けた職員が、ご利用者を支援いたします ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を整備し、サービスの提供を行います ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を整備し、サービスの提供を行います ・ 業務継続計画 (BCP) に基づき、感染症や非常災害の発生時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を整備しております
-----	--

○利用料

- ・ 別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（サービス利用による自己負担額：介護保険負担割合証に記載された割合《1割から3割》）及び滞在費、食費の合計額をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）
- ・ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

○その他の介護給付サービス加算

①松涛園では、下記の通り一定の条件を満たしておりますので、次の加算をご負担いただきます

加算の種類	加算の条件	加算額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合等	22円/日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り、且つ夜勤帯を通じ、看護職員又は喀痰吸引等業務従事者の登録を受けている者を1名以上配置している場合	15円/日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の基本的な待遇改善や職場環境改善等の取り組みが要件を満たしている場合	基本料金+各種加算の合計金額の14.0%

②次の「加算の条件」に当てはまる場合、ご負担いただきます

加算の種類	加算の条件	加算額
送迎加算	ご自宅から松涛園、または松涛園からご自宅まで松涛園の車両で送迎した場合	184円（片道）
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8円/1食
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	120円/日
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者の受入を行った場合（7日間を限度）	90円/日
短期生活長期利用者提供減算	連続30日を超えて利用する利用者に対し短期入所生活介護を利用した場合（31日目から60日目まで）	-30円/日

※連続60日を超えて利用した場合、61日目から介護サービス費が変更となります。

（2）介護保険給付の対象外サービス（別紙参照）

①滞在費 ②食費 ③その他

特別食の提供	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます
理美容サービス	理容師等の訪問時ご希望によりサービスが受けられます

連続30日を超えて利用する場合、31日目は全額自費でのご利用となります。

（3）その他の経費

上記のほかレクリエーション費用、買い物サービスの費用、所持品預かり・保管などは、自己負担になる場合があります。

（4）料金の支払方法

1ヶ月ごとにまとめて計算し請求します。当月分を翌月末日までに、お支払ください。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

8. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や治療等を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・治療等を保証するものではありません。

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	備考
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30	内科 他	
中通総合病院	秋田市南通みその町3-15	内科 他	

協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	備考
三浦歯科医院	秋田市新屋元町22番地34	

9. 事業所を退所していただく場合

(1) 契約の終了による退所

事業者との契約で、以下のような事項に該当する場合には契約が終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が非該当又は要支援とされた場合（この場合でも他のサービスをご利用いただけます。）
- ② 事業所が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(2) ご利用者からの契約解除による退所

契約の有効期間であっても、ご利用者から事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する前日までに申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 利用料の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な行為

を行った場合

- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(3) 事業者からの契約解除による退所

以下の事項に該当する場合には、事業所から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料のお支払が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が、介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

10. ご利用にあたっての留意事項

① 面会について

- ・ 8時30分から17時00分までの時間帯で、他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。早朝及び夜間の遅い時間のご面会をご希望の際には、事前にご相談ください。
- ・ 来訪される場合は、なま物等日持ちのしない食品の差入れはご遠慮ください。また、それ以外の差入れについても、職員に都度お知らせください。同室者の中には食事制限等の必要な場合もありますので、他の利用者へのお心遣いは不要です。
- ・ 面会者が飲酒の場合や、風邪などの感染性の疾患に罹患している場合には、面会をご遠慮いただく場合があります。
- ・ ご面会時に現金・貴重品をお持ち込みになる場合は、その都度職員にお知らせください。

② 飲酒・喫煙

健康上及び他の利用者の迷惑にならない程度の飲酒は可能です。また、喫煙は定められた場所・時間内で行います。

③ 金銭・貴重品

多額の現金や貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。お小遣い程度等の金銭管理については、ご希望によりお預かりします。

④ 設備・器具の利用

洗濯機、冷蔵庫、テレビ、電話等は他の利用者とは共用です。他にもご利用いただけるものがありますので、使用をご希望の際にはご相談ください。

⑤ その他

- ・ 職員または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動

等をご遠慮ください。

- ・所持品のお持ち込みについては、保管場所の関係上必要最小限として下さるようご協力をお願いします。

1 1. 事故発生時の対応

ご利用者の容体に変化がある場合や事故発生時には、ご家族、医師、居宅介護支援事業者及び市町村等関係者に連絡する等必要な対応をいたします。

1 2. 身元引受人等について

- (1) 松涛園では、本契約締結にあたり、身元引受人等設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とはご家族または縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、民法458条も2に定める連帯保証人とします。
- (4) (3)における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、ご利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものである。
 - ② 連帯保証人の負担は、極限度500,000円を限度とします。
 - ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、ご利用者または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ④ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

1 3. 非常災害対策

① 災害時の対応

人命尊重を第一に、緊急通報装置により全職員が駆付けると共に自衛消防隊による避難誘導、初期消火等を行います。また、同一法人の施設職員及び地域の消防団等にも災害時の協力を依頼しています。

② 防災設備

緊急通報装置が設置されており、火災等災害が発生した場合にはボタン操作のみで消防署及び職員に通報が送られます。また、自動火災報知器や屋内消火栓等の防災設備を設置しています。

③ 防災訓練

自衛消防隊を組織し避難訓練、消火訓練、通報訓練、職員駆付け訓練等各種訓練を行いご利用者の皆さん及び職員の防災意識の高揚と防災設備の使用訓練を実施しています。また、年一回夜間を想定し、消防署員の指導による消防検証を行っています。

④ 防火管理者

消防法で定められた防火管理者 1名を配置しています。

1 4. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

短期入所生活介護事業所	電話番号：018-828-7856 ファックス：018-828-7863 松涛園施設長：佐々木 勘右工門 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 * 緊急時24時間
-------------	---

○ 公的機関においても苦情申し出等ができます。

秋田市介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 本庁舎2階 電話番号：018-888-5672 ファックス：018-888-5673 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 電話番号：018-883-1550 ファックス：018-883-1551 対応時間：午前9時～午後5時
秋田県福祉サービス相 談支援センター	所在地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福社会館 電話番号：018-864-2726 ファックス：018-864-2742 対応時間：午前8時30分～午後5時15分

* 土曜日、日曜日、祝日等を除く

別紙

1. 利用料金

(1日あたり)

要介護度	介護サービス費	滞在費	食費	合計
要介護1	603円	915円 *第1段階から第3段階の方には、負担限度額が適用されます	1,445円 *第1段階から第3段階の方には、負担限度額が適用されます	2,963円
要介護2	672円			3,032円
要介護3	745円			3,105円
要介護4	815円			3,175円
要介護5	884円			3,244円

連続60日を超えて利用した場合(61日目から介護サービス費)

要介護度	介護サービス費	滞在費	食費	合計
要介護1	573円	915円 *第1段階から第3段階の方には、負担限度額が適用されます	1,445円 *第1段階から第3段階の方には、負担限度額が適用されます	2,933円
要介護2	642円			3,002円
要介護3	715円			3,075円
要介護4	785円			3,145円
要介護5	854円			3,214円

2. 食費について

(1食あたり)

	朝食	昼食	夕食	合計
金額	319円	563円	563円	1,445円

◇滞在費・食費の負担額の軽減

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費、食費の負担が軽減されます。

利用者負担段階ごとの対象者の要件とその負担限度額

(1日あたり)

利用者負担段階		滞 在 費	食 費				
対 象 者	区 分	多床室					
生活保護受給者		0円	300円				
市 世帯全員が 町 民税非課税	老齢福祉年金受給者			430円	600円		
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					第3段階①	1,000円
	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以上120万円未満の方						
	課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以上の方	第4段階	915円			1,445円	
上記以外の方							